

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年4月28日
【会社名】	東京海上日動火災保険株式会社
【英訳名】	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北沢 利文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-6211
【事務連絡者氏名】	法務部文書グループリーダー 菊池 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	49,690,160,391円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	25,515,762株	単元株式数は1,000株であります。 当社は、会社法第107条第1項に基づき、当社株式の譲渡または取得に際し、株主または取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない旨定款に定めております。

(注) 1 2017年4月28日開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式の処分により行われるものであり（以下「本件自己株式処分」という。）、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。なお、当社は、本有価証券届出書提出時点で自己株式を保有していないため、2017年6月15日付で当社の完全親会社である東京海上ホールディングス株式会社から自己株式25,515,762株を取得する予定であります。
- 3 当社は、東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd.を、当社の完全子会社とすることいたしました。そのために、当社が、一旦東京海上ホールディングス株式会社から自己株式を取得し、当該自己株式の引受人の募集（株主割当て）を行い、当該募集に対して、東京海上ホールディングス株式会社がTokio Marine Asia Pte. Ltd.株式を出資の目的として応じることを想定しております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当て	25,515,762株	49,690,160,391	-
その他の者に対する割当て	-	-	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	25,515,762株	49,690,160,391	-

(注) 1 会社法第202条第1項の規定に基づき、2017年7月1日付で株主に株式の割当てを受ける権利を与えるものであります。

- 2 発行価額の総額は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。また、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社の完全親会社である東京海上ホールディングス株式会社に対し、その所有株式につき1,524,176,719：25,515,762の割合をもって株式を割り当てます。
- 4 金銭以外の財産を出資の目的としております。
当該財産の内容および価額：Tokio Marine Asia Pte. Ltd. 普通株式 170,880,000株
優先株式 2,000株
(49,690,160,649円相当)

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期日
1,947円43銭	-	1株	2017年7月1日	-	2017年7月1日

(注) 1 株主に対する割当ての方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、2017年3月末時点の当社の時価として見込まれる額を当社の発行済み株式総数で除して算出してあります。また、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込をする者が会社法第203条第2項各号に掲げる事項を記載した書面を、後記申込取扱場所において当社に交付することにより行います。
- 4 上記記載の申込期日までに申込みのない株式については、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東京海上日動火災保険株式会社 法務部	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 前記(1) [募集の方法] (注) 4に記載のとおり、金銭以外の財産を出資の目的としております。Tokio Marine Asia Pte. Ltd.の設立準拠法であるシンガポールの法令に基づき同社株式を当社に移転するために必要な手続を実施することにより、財産の給付を行います。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	-	-

(注) 前記(1) [募集の方法] (注) 4に記載のとおり、金銭以外の財産を出資の目的としており、現金による払込はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

当社に係る事業等のリスクにつきましては、後記第四部〔組込情報〕に記載の有価証券報告書（第73期）および半期報告書（第74期中）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、変更その他の事由は生じておりません。なお、当該有価証券報告書および半期報告書に記載の事業等のリスクには将来に関する事項が含まれておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記第四部〔組込情報〕に記載の有価証券報告書（第73期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2017年4月3日提出の臨時報告書）

1〔提出理由〕

当社は、2017年4月1日付の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2〔報告内容〕

（1）異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日および所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 （生年月日）	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
大場 肇 （1960年1月1日生）	常務取締役 （代表取締役）	常務取締役	2017年4月1日	-

代表取締役でなくなる者

氏名 （生年月日）	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
倉谷 宏樹 （1956年1月28日生）	-	取締役副社長 （代表取締役）	2017年3月31日	-

（2）新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
大場 肇	1982年4月 当社入社 2014年4月 執行役員人事企画部長 2014年4月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員人事部長 2015年4月 当社常務取締役（現職） 2015年4月 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員（現職）

以上

（2017年4月28日提出の臨時報告書）

1〔提出理由〕

当社は、当社の完全親会社たる東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd.を、当社の完全子会社とすることを、2017年4月28日開催の取締役会で決議しました。同社が当社の完全子会社となった場合、当社の特定子会社に該当することとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2〔報告内容〕

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容ならびに当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

名称	Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
住所	20 McCallum Street #13-01 Singapore
代表者の氏名	Chief Executive & Director Arthur Lee
資本金の額	586,971千シンガポールドル 542,000千タイバーツ（2017年3月31日現在）
事業の内容	持株会社

当社の所有に係る議決権の数	異動前	-
	異動後	170,882,000個
総株主の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	100%

(2) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由

当社は、東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社であるTokio Marine Asia Pte. Ltd.を、当社の完全子会社とすることといたしました。Tokio Marine Asia Pte. Ltd.の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10を超えるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2017年7月1日

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類を組込情報として本有価証券届出書に添付しております。

有価証券報告書	事業年度（第73期） 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年6月27日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度（第73期） 自 2015年4月1日 至 2016年3月31日	2016年8月12日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度（第74期中） 自 2016年4月1日 至 2016年9月30日	2016年11月24日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月27日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

P W C あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 進

指定社員
業務執行社員 公認会計士 出 澤 尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月27日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

P w C あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 々 木	貴 司
------------------------	-----------	-------	-----

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	荒 川	進
------------------------	-----------	-----	---

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	出 澤	尚
------------------------	-----------	-----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2016年11月24日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	進
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出澤	尚
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田	優子
--------------------	-------	----	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2016年4月1日から2016年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社及び連結子会社の2016年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2016年4月1日から2016年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2016年11月24日

東京海上日動火災保険株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	進
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出澤	尚
--------------------	-------	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田	優子
--------------------	-------	----	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京海上日動火災保険株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第74期事業年度の中間会計期間(2016年4月1日から2016年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上日動火災保険株式会社の2016年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2016年4月1日から2016年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。